

賞罰規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第3条の目的の達成及び第4条の事業推進に顕著な功績があった場合、これを表彰してその努力に報いること、また、公序良俗に反した会員に対する罰則について定める。

(表彰の種類及び選考基準)

第2条 表彰の種類及び選考基準は次の通りとする。

- (1) PROFESSIONAL OF THE YEAR 賞 (1名)
その年、日本テニス界に最も貢献し、最も優れた活動をした会員
- (2) PLAYER OF THE YEAR 賞 (1名)
その年、最も活躍した選手
- (3) COACH OF THE YEAR 賞 (1名)
その年、指導者として最も優れた実績と活動をした会員
- (4) 優秀コーチ賞 (1名ないし若干名)
その年に、指導者として優秀なる成果をあげた会員
- (5) BEST MANAGEMENT 賞 (1名)
その年に、テニスの経営・管理運営に於いて顕著な業績をあげた会員
- (6) 協力賞 (1名ないし若干名)
その年に、協会の事業や行事に於いて協力顕著な会員、施設
- (7) 功労賞 (1名ないし若干名)
長年に渡り功績ありと認められた会員
- (8) 特別賞 (1名ないし若干名)
特別なる業績が認められたもの
- (9) TOP RANKING 賞 (3名)
その年、錬成会ランキングでシングルス・ダブルス第一位になった会員
- (10) 永年会員賞
その年に、入会から数え10年以降5年刻みで該当する会員で、年会費を完納している者。
 2. その他理事会において必要と認められた場合、特別な表彰を行うことができる。
 3. 該当者がいないと判断された場合は「該当者なし」とする。
 4. 会員については年会費を完納している者に限る。

(表彰手続)

第3条 表彰は毎年1回、広報・企画推進事業部において審議し理事会の承認を経て行う。

(処罰の基準)

第4条 公序良俗に反した会員について倫理委員会にて審議し理事会の決議によりその

処罰が決定されるものとする。

(処罰の種類)

第5条 処罰の種類は次の通りとする。

- (1) 注意
- (2) 退会勧告
- (3) 除名

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項が生じた場合には理事会の決議により定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は平成元年4月20日より施行する。

一部改定 平成17年4月1日

平成22年5月12日

平成23年7月26日

平成27年6月16日

第2条第1項(10)加筆

第2条第4項追加

平成28年5月20日

第4条 「広報・企画推進事業部」を「倫理委員会」に改定